

部長、次長、課長各位

東村山市副市長 野 崎 満
松 谷 いづみ

令和3年度経営方針への対応(依命通達)

部長、次長、課長各位においては、現下の市行財政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、令和3年度経営方針に示された事項について、下記により、その対応に万全を期すとともに、令和3年度予算や事務の執行のみならず、令和4年度に向けた予算編成等にも確実に反映させていくこと。

この旨、命によって通達する。

記

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

【ワクチン接種】

円滑かつ安全なワクチン接種の実施のため、国や都、医療機関等との連携を確実にを行い、新型コロナウイルスワクチン接種事業本部、庁内プロジェクトチームを中心として、全庁的に万全の実施体制を整えるとともに、混乱を招かぬよう情報共有を徹底し、接種計画等についても早期に市民に周知できるよう努めること。

【感染拡大防止、経済支援、経済対策】

施設の管理運営や事業実施に当たっては、感染症拡大防止に必要な衛生資器材の充実、人員体制の強化に努めること。また、3密状態の回避やデジタル化、オンライン化といったニューノーマルに対応した事業実施形態について創意工夫を図ること。

国・都の経済対策への対応はもとより、生活困窮者や障害者の住居確保、就労支援や相談対応の充実を図るとともに、地域経済活動の縮小に対応する、事業者の事業継続支援や生産性向上の支援に努めること。

感染拡大防止、経済支援、経済対策等に係る具体的な取組については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画として位置付けていることから、計画の変更や補正予算等の取り扱いについては遺漏なく対応すること。

【事業やイベント実施等】

市が企画する対面型、集合型の事業やイベントについては、地域活動の活性化や施策の効果発現のために重要な取組であることから、市内外の感染拡大の状況、社会状況の変化を

注視し、ソーシャルディスタンスの確保やマスク着用の徹底、大人数・長時間とならないよう、感染拡大防止の工夫を図った上で、計画的に実施すること。また、感染拡大の措置が困難な場合については、早期に延期や中止も含めた判断をするとともに、オンライン端末を活用したリモート型での実施の可能性などについても検討すること。

【職員の勤務体制、職場環境】

業務の ICT 化やテレワーク推進のための環境整備を積極的に進め、在宅勤務制度の活用に一層努め、市民サービスの利便性向上、業務の効率化とともに、市民や職員の感染リスクの低減を図ること。

庁舎内の執務環境においても、机やロッカー等の什器の整理や入替により、スペースの創出を図ることで3密の状態を可能な限り回避すること。

2. 実施計画事業の推進

【実施計画事業の推進と見直し】

東村山市第5次総合計画令和3年度版実施計画の初年度として、3年後の到達点を見据えた着実な推進を図ること。

実施計画事業の推進にあたっては、前期基本計画の施策展開で示されているとおり、「持続可能性」や「包摂性」を十分に意識し、多様な主体との連携、経済・社会・環境の諸課題の統合的な解決、「まちづくりの好循環」の視点を持って効果的に実施すること。

また、市民の健康や命、日常生活を脅かす喫緊の課題へ機動的に対応するとともに、長期的展望を持って将来のために必要な課題の把握に努め、新規施策の企画立案、事業規模の拡大や縮小、継続や廃止について精査した上でローリングを実施し、翌年度以降の施策に反映すること。

3. 行財政改革の推進

【行財政改革全般】

東村山市第5次行財政改革大綱第1次実行プログラムの初年度として、3年後の到達点を見据えた着実な推進を図ること。また、策定した実行プログラムにとどまらず、前期基本方針で示している「時代に合わせた視点」を踏まえ、庁内の様々な事務事業における目的達成や継続性に必要となる最適な手段の選択、判断を通して、市民の利便性や事務の生産性向上に努め、庁内全体で行財政の持続可能性、レジリエンスを高める取組を推進すること。

目標管理制度においては、実施計画や実行プログラム等に掲げる1年間の取組を可視化、共有するとともに、その進捗状況についての説明責任を意識して、事業の見直しや改善など

行財政改革の取組推進に努めること。

【デジタル化対応】

国が令和2年12月に策定した「自治体DX推進計画」では、①情報システムの標準化、②共通化、③マイナンバーカードの普及促進、④行政手続のオンライン化、⑤AI・RPAの利用推進、テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底が重点項目として示されるなど、行政のデジタル化はかつてないほどのスピードと具体性を持って進められていることから、本市においても、俯瞰的な視点で国・都の動向を注視し、国や都の主導により推進する分野と市が独自に率先して推進していくべき分野を見極めたうえで、行政手続のオンライン化・デジタル化を積極的に検討すること。

手続のオンライン化・デジタル化を含めた新たなシステムやサービスの導入の検討にあたっては、各課における既存業務を単にデジタル化し、システムに置き換えるという視点ではなく、業務プロセス全体の最適化、サービスの在り方自体の最適化、庁内全体のネットワークやシステムの整備スケジュールを踏まえた時間軸の最適化など、俯瞰的・多角的な視点を持って進められるよう、組織の縦割りを超えた連携によって取り組むこと。

庁内無線ネットワークの構築やビジネスチャットの導入、グループウェアやテレワークシステム、WEB会議システムの更なる活用など、令和3年度中に展開される全庁的なICT施策を通じて、将来的な行政のデジタルトランスフォーメーション実現の前提となる、職員の生産性やICTリテラシーの向上、セキュリティ体制の強化などが図られるよう、各部署において当事者意識を持ち、相互に連携して取り組むこと。

【スマートシティの取組】

令和3年3月31日に策定した「東村山市におけるスマートシティの基本的な考え方」では、あらゆる分野におけるデジタル技術やサービスの実証実験や実装、特区制度の活用、従来制度の改廃等に積極的に取り組むこととしていることから、スマートシティが今後のまちづくりの重要なツール・インフラとなることを踏まえ、行政として主体的に活用を考えていくための機運醸成を図ること。

具体的には、民間事業者提案制度を契機としたスマートシティの取組を積極的に進めるとともに、各部署における親和性の高い分野の事業と連携し、効率的・効果的な施策展開を図ること。

各部署におけるデジタル化やIoTの活用といった取組を進めるにあたっては、政策間連携による相乗効果の獲得や、将来の連携・拡張可能性が担保されるよう、検討段階から連携して、個別最適でなく全体最適を目指す取組を構築すること。

【施設再生の推進】

公共施設再生計画では、多様なニーズへの対応やサービスの持続可能性の向上を目指しており、市民とともにサービス面での検討を深めるため、現状の建物で行われているサービスに関して、公共施設再生に向けた論点を整理することから始め、早期に全庁で情報共有できるよう、各部署において着実に検討を進めること。

なお、サービス面での検討に際しては、公共施設再生計画に定めるとおり、ハコ(建物)に依存しないことが前提であり、必要なサービスの持続可能性を高めることを主眼とすること。また、検討や検討に基づく施策の実施などの進捗状況を情報共有した上で全庁的な対応を図ること。

4. 庁内の情報共有、連携の強化と市民・事業者との協働、連携推進

【政策行動会議の活用と効率化】

市政運営の重要事案、複数の所管が関与する事業等の連絡調整を密にし、計画的な企画立案、効果的かつ効率的な事業実施に資するよう、経営会議をはじめとする政策行動会議を積極的に活用した情報共有を図ることとする。

また、会議運営の効率化、情報共有の効率化の観点から、資料の定型化やペーパーレス運用の試行、グループウェアやテレワーク端末の活用について積極的に検討すること。

【公民連携の推進】

公民連携の推進にあたっては、「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」にある「三方良し」の考え方を常に念頭に置き、現下の地域課題、行政課題に対する解決策等に関する申出が民間事業者からあった際には、そのアイデアやノウハウ等の提案を聞く場面を積極的に用意すること。

既に民間事業者提案制度により採択した提案事業についても、各部署が前向きに協議を進め、新たなサービス展開や事務事業の見直しの可能性を判断するためにも、試行錯誤を重ねる姿勢を持って対応すること。

5. 予算の適正な執行

【総括的事項】

- (1) 予算執行にあたっては、法令等の遵守はもとより、最少の経費で最大の効果を発揮できるように、計画的、効率的に執行すること。
- (2) 事業の必要性を明確にし、市民への説明責任を念頭に適正に執行すること。
- (3) 予算・会計・契約といった財務会計事務においては、監査委員等の意見又は指摘事項の趣旨に十分留意し、チェック体制や指導体制の整備及び強化を図り、適正に執行

すること。

- (4) 国・都の動向へは、細心の注意を払い、積極的に情報収集するとともに、関係機関と連絡を密にし、連携すること。
- (5) 自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、年度途中における事情の変化により、事業執行、予算執行に影響を及ぼす可能性があるもの、特に新たな財源負担が生じるものは、必ず事前に企画政策課、財政課等の関係所管に遅滞なく協議を行うこと。

【歳入について】

- (1) 市税は、税負担の公平性を確保し、納税者の信頼を得るとともに、歳入の根幹として確実な収納や滞納整理の促進、納付機会の拡充など市税等収納率向上基本方針に基づく取り組みを推進すること。
- (2) 国・都支出金は、日々の資金運用を効率的、効果的に行うため、遅滞なく交付申請等の手続きを行い、早期に歳入すること。
- (3) 第5次行財政改革大綱に掲げる市有財産の売却・活用や適切な受益者負担の検討など、収入を創出する取組を推進するとともに、その他の収入についても予算計上額の確保はもとより、増収に努めること。

【歳出について】

- (1) 執行管理は、歳出予算差引簿にて行い、説明単位の予算を超過することのないよう、予算内でなければ執行できないことを職員一人一人がしっかりと認識するとともに、所属長は適切に予算の管理を行うこと。
- (2) 会計年度任用職員(アシスタント職)報酬は、報酬加算及び通勤費報酬の支給基準に留意し、適正に執行すること。
- (3) 普通建設事業(工事請負費やそれに伴う委託料等)は、迅速な事業着手と発注時期の平準化など計画的な事業執行を行うこと。なお、国・都の補助事業については、市への配分状況に十分留意すること。
- (4) やむを得ない事情による工事の遅れ等により、年度内完了が見込めない事業については、その事態が発生した時点で財政課等の関係所管に遅滞なく協議すること。
- (5) 修繕は、一件審査による予算は速やかに執行し、それ以外の経費は包括予算としていることから、当該年度の施設状況等を再確認し、市民サービスの低下を招くことのないよう適切な対応を行うこと。
- (6) 補助金は、「公益上の必要性」が客観的に認められなければならないことに留意し、適切に執行すること。

(7) 突発的な修繕、事故や国・都の制度変更等、やむを得ない追加財政需要に対応する場合の予算流用(運用)は、時機を逸することなく行うこと。なお、次を原則とし、歳入が見込めない場合は、既存事業との優先順位を明らかにし、財源を捻出すること。

- ① 契約差金や義務的経費またはこれらに相当する経費を流用元にしない
- ② 一般財源負担を増加させない
- ③ 予算目的に反さない

(8) 契約差金を用いての追加工事等や既定予算にて予定していない物品購入等、他の目的において、執行しないこと。

【特別会計及び公営企業会計に関する事項】

(1) 特別会計は、「地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」(地方自治法第209条第2項)に設けることができるものであることから、その性格を再認識し、自己財源の確保に努め、独立採算の原則に基づいて執行すること。特別会計及び公営企業会計は、その意義・目的を斟酌したうえで、一般会計と歩調を合わせ、予算を計画的、効率的かつ適正に執行すること。また、事業費を最適化する取組を推進し、一般会計の繰出金の圧縮に努めること。

以上